

2022年3月15日

地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会  
座長 田辺国昭様

日本相談支援専門員協会 岡部正文

2022年3月16日に記載される第7回検討会に参加できないため、事前に意見を述べさせていただきます。

事前に配布された資料2では17項目の検討の方向性が示されていました。記載されている方向性について基本的に異論はないという立場ですが、いくつか具体的に意見を求められている部分がありましたので、当該部分について以下意見を述べます。

## 2. 患者の意思決定及び意思の表明についての支援(論点④)

### 【意見】

研修・登録、患者等からの相談、協議の場の設置・運営等について、広域的な観点から都道府県等が実施することとし、その機能を精神保健福祉センターに置くことは総論賛成します。

しかしながら、段階的に対象者を拡大する中で生じるニーズに応じていくためには、ゆくゆくは障害者総合支援法で個別給付化し、地域移行支援や地域定着支援につなげていくことを視野に入れるべきだと思います。なお、協議の場の参加者に対する守秘義務を設けることは賛成です。

## 2. 患者の意思決定及び意思の表明についての支援(論点①)

### 【意見】

支援者の役割について、(1) 支援者においては、医療機関とは独立の外部の立場から、院内の生活で困ったことがある、退院したい等、本人の話す言葉を傾聴していくことが基本の役割となる。その上で、患者の権利等について情報提供を行いながら、医療機関に本人が気持ちを伝える際の「意思表示支援」の役割を担うことが求められる。(2) その上で、こうした役割を通じて時間をかけて築かれた本人との関係を基礎にしながら、本人が希望する地域での生活についても理解を進め、地域移行支援の利用に向けた準備を進めることも考えられるということはその通りだと思います。

しかしながら、人生で初めて精神科病院に入院する方を想定した場合。入院直後に聞ききれない言葉を並べられても結局利用しないであろうことを懸念します。

よって、入院患者の立場に立って「病院以外の(公的な)機関から、困っていることを聞きに来てくれる人を紹介できます。利用料は無料です。」「これは制度上では、意思表示支援と名付けられています。」と説明文を添えて案内することが有効だと思います。また、地域移行に向けた準備をするのであれば、意思表示支援者は相談支援事業所(基幹、委託、各指定等)が担うことが有効だと考えます。

支援者の名称について、意思決定支援は聞ききれないので、人生で精神科に初めて入院する方にもわかりやすく、利用してみようと思える名称に工夫が必要ではないかと思えます。

### 3. 医療保護入院(論点①) (論点②-2)

#### **【意見】**

基本的には将来的な廃止も視野に、その縮小に向けた具体的かつ実効的な方策を検討していくことことに賛成します。

医療保護入院の時点で「3ヶ月以上6ヶ月未満」と入院計画を示された患者の経験を聞くと、『絶望的な気持ちを持った』という意見も聞かれていることから、入院から6ヶ月経過までの間は3ヵ月とすることについて、退院意欲の低下を予防する観点から賛成します。

退院支援委員会の対象者を拡大すること及び、長期在院者への支援については、実効性を確保していくためにも、感染症等で地域援助事業者等が病院に訪問できない場合も想定し、リモート活用の推進を図る必要があると考えます。

### 3. 医療保護入院(論点②-3) (論点③) (論点④)

#### **【意見】**

医療保護入院、措置入院共に告知事項を追加することに賛成します。

措置入院の場合は意思表示支援者を公的な立場の方にするなどの一定のルール化をした上での運用が必要だと思えます。

医療保護入院制度について将来的な廃止を視野に縮小を目指していることを前提とするものの、家族状況も複雑化していることから家族同意が不適切な場合もあると思えます。

現状では家族同意と市町村長同意は残しつつ、意思表示支援者を制度化したうえで引き続き適切な制度のあり方を検討していくべきではないかと思えます。

DV、虐待等の関係にある家族に代わり、市町村長が同意を行うことには賛成です。

### 4. 患者の意思に基づいた退院後支援①

#### **【意見】**

例えば、地元に着した活動をしている駐在所の警察官などは支援チームの一員になっている実践もあることから、一律に会議への参加を求めないことについては違和感があります。例示として警察を明示しない考え方(警察は「参加する」とも「参加しない」とも規定しない)という方法が現状ではベターと考えます。

### 5. 隔離・身体的拘束の最小化に係る取組(論点①)

#### **【意見】**

検討の方向性には全て賛成ですが、特に身体的拘束の対象の限定・明確化を図ることが必要だと思えます。

### 6. 虐待の防止に係る取組①

#### **【意見】**

通報義務及び通報者保護に関する規定については、障害者虐待防止法を改正して設けることに賛成です。市町村の負担は増えますが、第三者の視線を確保できること、通報のハードルが下がることがかえって虐待の防止につながると考えます。しかしながら、保健所も通報を受け付けることができる規定にする必要があると思えます。

以上